

東御市犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子素案について

1 制定の背景

誰しもが、ある日突然犯罪等に遭い、巻き込まれる恐れがあります。犯罪被害に遭い被害を受けた方々及びそのご家族、またはご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を失うといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調等の二次被害や加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることもあり、犯罪被害者等への支援が求められています。

県内では令和5年1月末現在、長野県と2町村で施行されています。

平成16年12月8日に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務となっており、地方公共団体の責務として、同法第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあり、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じる必要があります。

2 制定の目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務と市民等と事業所の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とします。

3 定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいいます。

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいいます。

(4) 市民

本市において住民基本台帳に記録されている者をいいます。

(5) 市民等

市民及び市内に勤務又は、在学する者若しくは市内で活動を行う個人並びに団体をいいます。

(6) 事業者

市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(7) 関係機関等

国、県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいいます。

(8) 二次被害

犯罪者等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員、その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

(9) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。

4 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- (4) 犯罪被害者等支援は、関係機関等及び市民等その他の犯罪被害者等支援に係る者による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

5 市の責務

基本理念に則り、関係機関等、市民等、事業者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施します。

6 市民等及び事業者の役割

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めます。
- (2) 市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

7 基本的施策

- (1) 相談及び情報の提供等
- (2) 日常生活の支援
- (3) 居住の安定
- (4) 雇用の安定
- (5) 経済的負担の軽減
- (6) 市民理解の増進

(1) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、心身の状況等を含めた相談及び利用できる市の実施している保健・医療・福祉・保育等に係わる情報の提供等の必要な支援を実施します。

(2) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等への加害者からの再被害や行政、事業者、報道機関、近隣住民等からの二次被害を防止し、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう情報の提供、被害防止に関する助言等の支援を行うよう努めます。

(3) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行います。

(4) 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と協力し、事業者に対し犯罪被害者等が置かれている状況や支援についての理解及び二次被害の防止等に係る啓発について必要な支援を行うよう努めます。

(5) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等に起因する被害を受けた後に経済的な困窮に直面する状況があることから、経済的負担の軽減を図るため、助成に関する情報の提供や施策を講じます。

(6) 市民等の理解の増進

市は、市民等や事業者、学校において犯罪被害者等を巡る状況や支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないように、広報、啓発、教育の充実等の実施に努めます。

(参考) 長野県条例の実施支援と東御市骨子素案の実施施策について

長野県条例では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建、権利利益の保護を図り、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、次の13項目の支援を実施することとしています。

| 県が実施する支援 | 市骨子素案の実施施策 |
|--|---|
| ① 相談及び情報の提供等 国、市町村、民間支援団体と連携した、情報の提供や助言等 | ① 相談及び情報の提供等 相談事業や市で実施している保健・医療・福祉・保育等に係わるサービス等の情報の提供 |
| ② 心身に受けた影響からの回復 心理的外傷など、心身の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスの提供 | |
| ③ 日常生活の支援 社協との連携による生活困窮者の自立に向けた支援、関係機関・カウンセリング等への付添支援 | ② 日常生活の支援 日常生活の支援として自立支援や再被害や二次被害防止への助言等 |
| ④ 安全の確保 二次被害・再被害防止への一時保護や入所施設による保護、防犯に関する指導や助言 | |
| ⑤ 雇用の安定 就労支援の推進、事業者による被害者への十分な理解と配慮 | ④ 雇用の安定 事業者に対し犯罪被害者等への理解と配慮の啓発 |
| ⑥ 居住の安定 それぞれの状況に応じた、住居や一時避難場所の確保 | ③ 居住の安定 市営住宅への入居について特別な配慮や一時的な利用等の支援 |
| ⑦ 経済的負担の軽減 犯罪被害者見舞金の給付、生活福祉資金貸付制度の運用等 | ⑤ 経済的負担の軽減 助成に関する情報提供や施策実施 |
| ⑧ 損害賠償に関する情報の提供 民事裁判における損害賠償請求についての情報提供・助言等の支援 | 県が実施するため市の支援施策なし |
| ⑨ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 捜査状況等の連絡に関する、犯罪被害者への実施状況の把握と必要な措置 | 県が実施するため市の支援施策なし |
| ⑩ 県民の理解の増進 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施 | ⑥ 市民等理解の増進 市民等、事業者、学校に向けて犯罪被害者等支援や二次被害防止等に関する広報、啓発、教育の充実 |
| ⑪ 学校における教育 犯罪被害者等の人権教育の推進 | |
| ⑫ 人材の育成 犯罪被害者等に関わる職員への情報提供・研修会等の開催 | |
| ⑬ 民間支援団体に対する支援 NPO 法人「長野県犯罪被害者支援センター」の活動への支援 | NPO 法人「長野県犯罪被害者支援センター」の活動への支援 |

犯罪被害者等支援条例制定スケジュール

| 策定日程 | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | | |
|------|-------|------------------|-------|-----------------------|-------------------|----|-----------------------|----|----|------|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| | 全員協議会 | 関係団体との検討会 | 全員協議会 | 人権尊重のまちづくり審議会(骨子案の説明) | 骨子のパブリックコメント実施 | | 人権尊重のまちづくり審議会(条例案の説明) | | 議会 | 条例制定 |
| | | 支援内容の検討 骨子の立案 | | | 支援内容の決定 条例原案作成 | | 条例案決定 | | | |